香美町農業委員会総会（第4回）議事録

1　開催日時　　令和8年6月25日（木）　9:30～10:50
2　開催場所　　香美町役場　3階　庁議室
3　出席農業委員（13人）

会長	1番 吉川　正人
会長職務代理者	2番 文堂　福一
委員	3番 米田　和弘
	4番 岡田　久志
	6番 田中　憲二
	7番 井上　竹雄
	8番 岡田　久仁子
	9番 北村　宏明
	10番 中村　実夫
	11番 伊井　仁
	12番 小西　敏
	13番 西崎　武志
	14番 小谷　直美

4　欠席農業委員（1人）

5番 川本　博文

5　出席農地利用最適化推進委員（8人）

1番 吉田　栄雄
2番 井垣　義和
3番 青山　政行
4番 福田　好美
5番 西村　幸代
6番 中村　健
7番 田野　豊博
9番 毛戸　誠
10番 本上　純也

6　欠席農地利用最適化推進委員（1人）

8番 東垣　泰彦

7　議事日程

第1	会期の決定　6月25日　1日間	
第2	議事録署名委員の指名	
第3	報　　告	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第4	議案第7号	非農地証明願承認について
第5	議案第8号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

8　農業委員会事務局職員

事務局長	榎　秀俊
事務局次長	北村　雅彦
書　　記	小林　弘嗣

9　会議の概要

議　長　日程第1　会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

（異議なし）

議　長　異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議　長　日程第2　議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は6番「田中憲二委員」と7番「井上竹雄委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議　長　異議なしの声がありますので、6番「田中憲二委員」と7番「井上竹雄委員」よろしくお願いします。

議　長	日程第3　報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議　長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 （質問・意見等なし）
議　長	ないようですので、届出を受理することとします。

議　長	日程第4　議案7号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから44ページです。
議　長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第7号　番号1番の非農地証明願について、6月17日に現地調査委員であります「伊井仁委員」と「中村実夫委員」が現地調査をしていますので、「中村実夫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	現地調査の報告をいたします。申請地の1つ目です。こちらは資料の附近見取図と現況写真で確認できますように、すでに宅地となっています。2つ目ですが、こちらも附近見取図と現況写真で確認できますように、原野となっています。3つ目ですが、こちらも、20年以上前から原野となっています。4つ目ですが、附近見取図と現況写真で確認できますように、原野や山林などとなっています。5つ目もこちらも雑種地、原野となっています。山林については、現地には行けませんでしたので、航空写真で確認を行っています。6つ目につきましては、こちらも附近見取図と現況写真で確認できますように、雑種地となっています。続いて7つ目ですが、こちらもかなり大きな面積となっていますが、付近まで行き山林であると確認しています。8つ目ですが、こちらは現況写真のとおりすでに宅地となっています。場所は集落の西側にあります。9つ目は集落の東側の土地になります。現況写真のとおり原野となっていました。皆様ご審議をお願いします。あと、補足説明がありましたら、事務局でお願いします。
事務局	補足説明はほとんどありませんが、先ほどの説明でもありましたが、一部現地に行けないところがありましたが、そういう場所につきましては、航空写真などを活用し確認を行ってきまいした。他のところにつきましては、ほぼ現地を確認しましたが、農地に戻すのは難しいかなと思われます。こちらは、相続をされ農地の整理をされるとのことでの申請となっていますのでよろしくお願いします。
議　長	「中村実夫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
8番	全体的な話ですが、この申請地につきまして、登記地目は田や畑でありますが、現況は雑種地や原野になっている状況です。田や畑なら農地バンクに預けるという選択肢もあるかと思いますが、そういう提案をするということを考えることはありますか。
事務局	現在、農地バンクは相手が決まっている農地以外は預けることができません。なのでこの状況では預けることは不可能だと考えます。
13番	5つ目の場所ですが、これは地滑りの補修工事をして道路的なものになっているのでしょうか。
事務局	ここが、地滑りの工事をした後で、一部は直したのではないかと思われます。
13番	従前は田や畑であったのでしょうか。
事務局	従前は田や畑であったのではないかと推測しています。ただ、地滑り前の状況ははっきりとしたことはわかりかねます。

議　長	他に質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 （挙手多数） 異議なしと認めます。それでは、議案第7号　番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議　長	次に議案第7号　番号2番の非農地証明願について、6月17日に現地調査委員であります「中村実夫委員」と「伊井仁委員」が現地調査をしていますので、「伊井仁委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。 11番　現地調査の報告をいたします。現地は集落から新温泉町方面に向かった町境のあたりになります。2、30年前まではきれいな棚田でしたが、作らないようになって荒れ、平成16年の台風で土砂が流れて、そのままになっています。現況は雑種地となっています。申請人は土地の整理をしたいとのことでした。皆さま審議をお願いします。 「伊井仁委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 （質問・意見等なし） 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 （挙手多数） 異議なしと認めます。それでは、議案第7号　番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議　長	次に議案第7号　番号3番の非農地証明願について、6月17日に現地調査委員であります「中村実夫委員」と「伊井仁委員」及び担当委員であります「小西敏委員」が現地調査をしていますので、「小西敏委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。 12番　現地調査の報告をいたします。現地は集落の向かい側になります。石材店の隣となっていて、現況は既に石材店の石がおかれています。皆さま審議をお願いします。 「小西敏委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 （質問・意見等なし） 質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 （挙手多数） 異議なしと認めます。それでは、議案第7号　番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議　長	次に議案第7号　番号4番の非農地証明願について、6月17日に現地調査委員であります「田中憲二委員」と「井上竹雄委員」が現地調査をしていますので、「井上竹雄委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。 7番　現地調査の報告をいたします。集落内の橋から東に400mほど行ったところになります。現地は20年以上前から宅地として利用されています。皆さま審議をお願いします。

議　長	「井上竹雄委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 （質問・意見等なし）
議　長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 （挙手多数）
議　長	異議なしと認めます。それでは、議案第7号　番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議　長	日程第5　議案第8号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①45ページから62ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧下さい。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から6号まで確認したことを説明する。
議　長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第8号　番号1番の申請について、6月17日に現地調査委員であります「岡田久仁子委員」と「北村宏明委員」及び担当委員であります「小谷直美委員」が現地調査をしていますので、「小谷直美委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	現地調査の報告をいたします。申請地は集落内のバス停から100mほど行ったところにある家の裏側になります。議案資料②のある現況写真にある三角地が申請地です。譲渡人が転出され、空き家となりこの度の一括売買となっています。譲受人がしばらくの間、通いながら管理を行うとのことです。皆様ご審議をお願いします。
議　長	「小谷直美委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
13番	しばらく通われるとのことですが、単身赴任ですか。単身者ですか。
事務局	単身赴任か単身者かはわかりかねます。
13番	心配するのは、取得したはいいが、来ないとかどっかに行ったりするとかがないのかと思うんです。
事務局	この土地と合わせて、その隣の家も買われるということです。農業をしたいという思いはあるようで、譲渡人は他にも農地を持っておられるようですが、それらの農地については、きちんとこちらでしてからの取得という形を取らしていただくことにしています。
8番	現況地目が田になっていますが、畑だと思います。そのままにしておくことが可能なのでしょうか。
事務局	現況地目に関しては、税務の課税状況に準じています。この状況であればもともと畑であったのではないかと考えられます。
8番	登記地目を畑にするべきではないですかと提案しなくていいのでしょうか。
事務局	登記地目については法務局が判断されると思います。法務局は基本的には現地を見て判断されると思います。
6番	今ありました、現況地目は税務上のことですよね。税金をかけるために定めているだけで、法務局とは別ですようね。
事務局	その通りです。先ほどの非農地証明の案件のように、登記地目は農地であっても、課税地目は宅地になっているというのはあり得ます。

6番	税金のための現況地目と、登記のための登記地目とは別と考えていいですか。
事務局	その通りです。
8番	農業委員が指摘すべきことではないのですか。
事務局	農業委員が言えることではないと思います。
8番	地目をきちんとしないと許可できないというのが農業委員として正しい行動ではないでしょうか。
事務局	許可できないというのはどういうことに対して許可できないと判断するのでしょうか。
8番	地目をきちんとしないと許可できませんというべきではないですか。
事務局	今回の申請の地目に関して、農業委員会として言えないと思います。農業委員会の権限としては、この農地の所有権を移転することがどうかとの判断だと思います。
6番	この度の申請は3条の申請であって、地目までは関係がないのかなと思います。申請の内容にあったことについての判断だと思います。
8番	農地法のことに関しては、許可するかしないかだと思います。しかしながら、香美町の農地をどうするかということを話をするのが農業委員の役目ではないかと考えての発言です。
議　長	暫時休憩します。今は所有権移転の話をしています。この話は議事終了後にしたいと思います。
議　長	他に質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議　長	異議なしと認めます。それでは、議案第8号　番号1番の申請については、許可することに決定しました。

議　長	次に議案第8号　番号2番の申請について、6月17日に現地調査委員であります「伊井仁委員」と「中村実夫委員」が現地調査をしていますので、「中村実夫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	現地調査の報告をいたします。申請地の1つ目ですが、集落内の場所になります。現状は少し荒れていますが、今後は農地として復旧される予定です。2つ目ですが、場所は集落の西側の山側にあります。横の田まで耕作をされていますので、こちらも復旧される予定です。3つ目ですが、こちらは譲受人が耕作をされている土地になります。今後も引き続き耕作をされる予定です。4つ目ですが、非農地証明でありました建物の裏側になります。現状は荒れていますが、農地として復活が可能とのことでした。5つ目は集落の西側になります。6つ目も同じく同じような場所になります。どちらも数年前まで田として利用されていたようでした。皆様ご審議をお願いします。
議　長	「中村実夫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
13番	復旧を前提として、譲受をされるということですか。
事務局	耕作までされるかどうかはわかりませんが、管理をするということを前提に譲受されるということです。
議　長	そのほかに質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議　長　異議なしと認めます。それでは、議案第8号　番号2番の申請については、許可することに決定しました。

議　長　次に議案第8号　番号3番の申請について、6月17日に現地調査委員であります「伊井仁委員」と「中村実夫委員」及び現地調査委員であります「小西敏委員」が現地調査をしていますので、「小西敏委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

12番　現地調査の報告をいたします。申請地につきましては県道から少し山側に上がったところにあります。このうち2筆については、農業用施設が建っています。残りの土地につきましては、譲渡人が耕作をし、まち直しをして、管理をされていました。皆様ご審議をお願いします。

議　長　「小西敏委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。

13番　最初の2筆にまたいで農業用施設が建っているという感じですか。

事務局　境界まではっきりとわかりませんが、おそらくまたがっているのではないかと思います。どの位置と言われると微妙だと思います。

議　長　そのほかに質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議　長　異議なしと認めます。それでは、議案第8号　番号3番の申請については、許可することに決定しました。

議　長　以上で、審議について終わります。

議事録署名委員　　㊞

　　㊞